

不燃・大型ごみ を出す日

◇資源ごみ

3日（第1火曜日）

◇小型プラスチックごみ

10日（第2火曜日）

31日（第5火曜日）

◇燃えないごみ

17日（第3火曜日）

◇燃えない大型ごみ

24日（第4火曜日）

☆スプレー缶、卓上カセットボンベ等は必ず中身を使い切ってから穴をあけ、資源ごみとして出してください。

☆ライターは中身を使い切り、ガスを抜いてから燃えないごみとして出してください。

御坊広域清掃センター 「直接持込」

◇平日

8：30～16：20

・当日「許可証」発行

・許可証発行受付は16時まで

◇休日【3月15日（日）】

8：30～11：30

・1週間前から「許可証」発行

※許可証は市役所で発行します。

御坊広域清掃センターへの 持込方法について

引っ越し、整理などでごみを多量に排出する場合は、御坊広域清掃センターへの直接持込をご利用ください。

◇平日に持ち込む場合

当日、車に**ごみを積んで**、「許可証」を取りに来てください。

※一般家庭用ごみは10kgにつき30円＋消費税、業務用のごみは10kgにつき100円＋消費税の費用がかかります。

◇休日に持ち込む場合

休日（3月15日）の開放日までの平日に「許可証」を取りに来てください。

※一般家庭からのみの持ち込みとなります。

※許可証を取りに来る際は、ごみを積んで来ていただかなくてかまいません。

環境衛生課

☎0738-23-5506

御坊市在宅育児支援事業 給付金の申請はお済みですか？

在宅で育児をしている世帯において、平成31年度分の支給を受けるには、年度内（令和2年3月31日まで）の申請が必要です。

対象乳児

御坊市内に住民登録がある

（平成30年4月1日～

令和元年12月31日生まれ）

①生計を一にする世帯内の第三子以降

②市民税所得割合算額が77、101円未満である生計を一にする世帯内の第二子

支給対象者

御坊市内に住民登録がある
・育児休業給付金を受給していない
・乳児を保育所等に入所させていない等

社会福祉課 福祉児童係

☎0738・23・55008

子ども医療費助成制度の 新規申請について

3月31日で「乳幼児医療費助成制度」の受給期間が満了となる方は、4月1日より新たに「子ども医療費助成制度」の対象となります。

子ども医療費助成制度の認定を受けるためには、申請が必要です。

対象家庭には、3月初旬に案内及び申請書を送付します。対象となるお子さんの健康保険証など必要書類を持参のうえ、健康福祉課福祉医療係にて手続きを行ってください。

なお、手続きが完了しない場合は、受給資格が発生しませんのでご注意ください。

健康福祉課 福祉医療係

☎0738・23・5645

知っていますか？

「就学援助制度」

経済的な理由で、小・中学校に就学させることが困難な児童（生徒）の保護者の方に、学用品費・学校給食費・修学旅行費などの就学にかかる費用の一部を援助する制度があります。

ただし、就学援助制度の認定を受けるためには、保護者の方の所得などについて一定の基準があります。

就学援助制度の利用を希望する方は、児童（生徒）が通学している各学校にご相談ください。

教育委員会 教育総務課

☎0738・23・55255



～『日高地域消費生活相談窓口』から～

消費生活のトラブルについてご相談をいただく中で、特にご注意いただきたい事例や相談件数の多い事例についてお知らせします。

コインパーキングでの料金トラブルにご注意！

コインパーキングの料金表示が分かりにくく、思っていた以上の料金を請求されたという相談が寄せられています。大きな料金表示以外にも目を通し、利用料金や細かい条件などを確認しましょう。

土日祝日や年末年始や大型連休、イベント時などは特別料金に設定されていることも多く、看板に大きく書かれている「1日最大〇〇円！」といった表示をみて利用すると、思っている以上の金額になることがあります。

大きく書かれている1日最大〇〇円といった表示は、適用される区画や土日祝日、大型連休中、イベント時なども適用されるのかよく確認してください。



◇問い合わせ 消費者ホットライン ☎（局番なし）188

日高地域消費生活相談窓口（市役所1階）

☎0738-52-5288

受付（平日9時～12時・13時～17時）※土日祝日年末年始は休み